

保護者様

愛知県立蒲郡東高等学校長

米山 誠

## 学校感染症による出席停止について

お子様が学校感染症に罹患したと診断されましたので、学校保健安全法第19条の規定により出席停止を指示します。ご家庭において、医師と相談の上適切な処置をとられますようお願いいたします。

年 組 番・氏名

病 名

## 出席停止期間の目安

	病 名	出 席 停 止 期 間
第 二 種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌製薬による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
第 三 種	結核 髄膜炎菌性髄膜炎 など	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎（はやり目）	
	急性出血性結膜炎（アポロ病）	条件によっては出席停止の処置が取られ、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症として	
	感染性胃腸炎	
	溶連菌感染症	
伝染性紅斑（りんご病）		
手足口病		
ヘルパンギーナ など		

※ 出席停止期間を参考にして、主治医より出席許可をもらってから登校させてください。その際、この用紙を学校に提出してください。

担当 保健主事（鈴木 裕康）

電話 0533-59-8621

## 感染性疾患による出席停止生徒の出席許可書

上記の生徒は、疾患名 \_\_\_\_\_ のため、学校保健安全法第19条の規定により 月 日より出席停止となっていましたが、感染の恐れがなくなったので、月 日より出席させて支障ありません。

愛知県立蒲郡東高等学校長 殿

令和 年 月 日

保護者名 \_\_\_\_\_ (印)

医療機関名 \_\_\_\_\_

(ゴム印のみで可)